

第1 普通会計

1 収入に関すること

項 目	内 容
(1) 未収金に関すること	<p>未収金の収入確保に努めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅貸付料 ・ 母子寡婦福祉資金貸付金償還金 ・ 生活保護費戻入金 ・ 県税 ・ 児童福祉施設入所措置費負担金 ・ 児童扶養手当返還金 ・ 高度化資金貸付金償還金 ・ 繊維工業構造改善資金貸付金償還金 ・ 設備近代化資金貸付金償還金 ・ 施設共同化資金貸付金償還金 ・ 林業改善資金貸付金償還金 ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金 ・ 住宅貸付損害金 ・ 奨学資金貸付金償還金 ・ 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金 ・ 放置違反金 ・ 延滞金(放置違反金に伴うもの) ・ 授業料 ・ 子ども療育センター利用料金 ・ 研修受講料
(2) 債権管理に関すること	<p>ア 適切な債権管理が望まれるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息(工事請負契約に伴うもの) ・ 違約金(工事請負契約に伴うもの) ・ 損害弁償金 ・ 違約金(設計委託業務に伴うもの) ・ 代執行費用徴収金 ・ 低所得世帯子弟就学奨励補助金返納金 ・ 心身障害者扶養共済年金過払金 ・ 企業立地促進事業費補助金返還金 ・ 違約金(中小企業振興資金貸付金償還金に伴うもの) ・ 違約金(林業改善資金貸付金償還金に伴うもの) ・ 生活安定資金貸付金償還金 ・ 地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金
	<p>イ 条例の規定がないにもかかわらず延滞金を徴収していたもの</p>

項 目	内 容
	<p>ウ 債務者の所在が不明であるにもかかわらず住民票調査や連帯保証人への照会などを行っていなかったため、新たに履行期限が到来する債権の納入通知書は債務者に到達しないことが予見できたにもかかわらず漫然と通知していたもの</p> <p>エ 債務者の死亡に伴う債務承継が調査されていなかったもの</p> <p>オ 債務者の死亡後に相続人の居所や相続の状況を確認していなかったため、消滅時効期間が経過し、不納欠損処分を行っていたもの</p> <p>カ 授業料納付管理記録簿の整理に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未納者に対する督促状送付などの徴収事務の状況を記録していなかった ・ 記録簿そのものを作成していなかった
(3) 収納に関すること	<p>ア 納期限内の収入確保に努めるべきもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業料 ・ 土木使用料 ・ 住宅貸付料 ・ 受講料 <p>イ 現金領収書等の取扱いに適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業料収納に際し、保護者会費等を含めて任意の領収書を発行していた ・ 納入義務者に交付するときに押印することとされている現金取扱員の公印を事前に押印していた <p>ウ 証紙収納事務に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 証明事務等に係る手数料条例が改正されていたにもかかわらず改正前の額を徴収していたため、収納不足となっていた ・ 県証紙条例施行規則どおりに検印されていなかった ・ 証紙収納簿の月計累計に主管課長(地方機関の長)の検印を受けていなかった <p>エ 授業料の徴収事務に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者会費等を含めた金額で督促していた ・ 決裁を受けないで学校長の公印を押印したり、督促状を送付していたりしていた ・ 授業料口座振替システムへの現金徴収の入力誤りがあった ・ 授業料減免決定者について、徴収簿の摘要欄への減免区分等の朱書及び本月収入済欄への朱線抹消又は朱書訂正が行われていなかった ・ 授業料徴収事務取扱要綱に定める保証人に対する協力要請や生徒及び保護者に対する出席停止命令の予告が行われていなかった <p>オ 給与資金前渡担任者預金口座の管理に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成14年の入金を放置していた ・ 預金利子を収入していなかった ・ 預金利子を引き出して金庫で保管したまま収入していなかった

項 目	内 容
	カ 電算システムへの入力誤りによる住宅入居者に対する誤請求があったもの
	キ 売却処分した生産品の収入調定が著しく遅延していたもの
	ク 現金の指定金融機関への払込みが遅延していたもの
	ケ 施設を使用するときは条例・規則等に基づき前納しなければならないところ前納されていなかったもの

2 支出に関すること

項 目	内 容
(1) 給与に関すること	<p>ア 住居手当</p> <ul style="list-style-type: none"> 再任用となる職員について、前任用時の届出をもって支給していたもの <p>イ 通勤手当</p> <ul style="list-style-type: none"> 高速道路を利用して通勤している職員の通勤手当について、交通用具の使用距離は高速道路を利用するかどうかにかかわらず最短距離で認定しなければならないと誤ったため支給不足となっていたもの 再任用となる職員について、前任用時の届出をもって支給していたもの 支給単位期間に係る最初の月に支給すべきところ、特別の理由がないにもかかわらず翌月又は翌々月に支給していたもの 支給開始月を誤っていたため過支給となっていたもの 任命権者を異にして異動した職員について、認定手続がないまま支給していたもの 定期券の価額の端数処理を誤っていたため過支給となっていたもの 通勤22回分の回数乗車券の運賃額を支給したため過支給となっていたもの 支給開始月を遡っていたため過支給となっていたもの 人事委員会の運用通知に基づき最短の経路でなく社会通念上合理的と認める経路について認定するときは職員からの十分な検討材料の提供を受けて総合的に判断しなければならないとされているところ、十分な検討がないまま届出のあった通勤経路を認定していたもの <p>ウ 単身赴任手当</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通距離が最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法により算定されているとはいえないため過支給となっていたもの <p>エ 特殊勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> 実績給与通知書への記載誤りにより過支給・支給不足となっていたもの 特殊勤務従事簿への記載誤りにより過支給・支給不足となっていたもの 勤務実績の把握が十分でなかったため過支給・支給不足となっていたもの 勤務時間数の集計誤りにより支給不足となっていたもの

項 目	内 容
	<p>オ 超過勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行期間中の手当が支給されていなかったもの ・ 勤務時間数の集計誤りにより過支給・支給不足となっていたもの ・ 実績給与通知書と給与明細表の照合が十分でなかったため過支給となっていたもの ・ 勤務実績月の翌月の給料の支給定日に支給すべきところ翌々月に支給していたもの ・ 休日給として支給すべきであったもの <p>カ 宿日直手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務時間数の集計誤りにより過支給・支給不足となっていたもの <p>キ 管理職員特別勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実績給与通知書への記載誤りにより支給不足となっていたもの ・ 勤務実績に正規の勤務日を含めていたため過支給となっていたもの <p>ク 休日給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超過勤務手当として支給すべきであったもの
(2) 旅費に関する事	<p>ア 宿泊料の実費調整誤りにより過支給となっていたもの</p> <p>イ 用務時間の延長に伴う遅着の加算日当が支給漏れとなっていたもの</p> <p>ウ 実費調整した高速道路通行料の額が確認できる書類が保管されていなかったもの</p> <p>エ 0円出張について、旅行命令簿の記載がなかったもの</p> <p>オ 出発日を誤って旅行手配を行ったため余分な旅費が生じていたもの</p>
(3) 契約に関する事	<p>ア 契約の方式が適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託可能な者を十分把握することなく特命随意契約を行っていた ・ 指名競争入札、再度の入札を実施して予定価格の制限の範囲内の価格での入札がなかったところ、再度の入札において1者を除く全ての者が入札を辞退していたため随意契約を実施すべきであったにもかかわらず、3度目の入札を執行していた ・ ノートパソコン等のリース契約について、単年度契約を締結しているものの実質的には特約によるリース期間5年の複数年契約であることから、長期継続契約の導入を検討すべき <p>イ 予定価格の設定等に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事設計業務委託契約について、無償で行うことができる光ケーブル専用線移設分を積算に加えていたため、予定価格の積算が過大となっていた【後掲 2(4)ウ】 ・ 業務委託契約の予定価格について、6名分の人件費の総価で積算されていたところ、事業の実施頻度や割合が的確に考慮されていなかったため、業務の実態とかけ離れたものであった【後掲 2(3)オ】 ・ 予定価格を定めていなかったほか、県会計規則に該当する客観的な理由がないにもかかわらず見積書を徴していなかった ・ 予定価格を記載した書面の作成を省略できる限度額を超えているにもかかわらず作成していなかった

項 目	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・積算基礎額の端数を切り上げた額を予定価格としていた。また、この予定価格と同額で契約していた ・委託業務の内容等が予算要求時と発注時で異なっていたにもかかわらず、予算要求時に徴した見積額を予定価格としていた ・物品の修繕契約について、特別の理由がないにもかかわらず既に実施していた同一内容の契約金額を上回る予定価格を積算し契約していた ・5年の長期継続契約であるにもかかわらず、3年の長期継続契約として予定価格を積算していた ・契約と一部異なる仕様で予定価格を積算していた ・庁舎修繕契約について、地上からの高さ約13メートルの作業であったにもかかわらず24メートルの高所作業車を使用した予定価格を積算していた ・設備保守点検業務委託契約について、点検を要する設備の数量を十分に把握しないまま業務を発注していた ・廃棄物処理業務委託契約について、排出量及び業務量を精査することなく契約を締結していた
	<p>ウ 契約の決定・締結に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の収集運搬処分に係る委託契約について、収集運搬業務と処分業務を一つの契約として処分業の許可を有しない者から見積りを徴し、その者と契約を締結していたほか、別途処分業務を処分業の許可を有する者へ委託したところ、適正な会計手続をとっていなかった ・廃棄物処理業務委託契約について、契約内容に産業廃棄物の処理が含まれているため、収集運搬業者と処分業者が同一である場合以外はそれぞれと書面により契約を締結する必要があったにもかかわらず、収集運搬業者としか契約していなかった ・産業廃棄物処理業務委託契約について、契約書に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に定める事項の記載、受託者の許可証の写し等の添付がなかった ・予定価格の範囲内の見積額を採用するとした特命随意契約としていたところ、見積額が予定価格を超えていたにもかかわらず、特別な理由もなくこれを採用し契約していた ・機械警備業務に関する委託契約について、指名競争入札により平成21年3月31日をもって満了する契約(旧契約)の受託者が落札したところ、契約内容に機械装置の設置が含まれているにもかかわらず、予定価格に機械装置の設置費用を含めていなかったため、実質的に旧契約で設置した機械装置を引き続き使用できる者しか落札する余地はなく、競争性が確保されていなかった ・機械警備業務に関する委託契約について、契約期間満了時に受託者が行うこととしていた機械装置の撤去が実施されていなかった ・機械警備業務に関する委託契約について、指名競争入札により平成21年3月31日をもって満了する契約の受託者が落札したところ、契約内容に機械装置の設置が含まれているにもかかわらず、機械装置の設置(更新)が実施されていなかった ・長期継続契約に必要な解除条件を契約書に規定すべきであった ・委託業務の内容、受託者へ指示する内容などを契約書に明記すべきであった

項 目	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託料を前金払していた契約について、途中解約した場合の精算条項を契約書に規定すべきであった ・ 政府契約の支払遅延防止等に関する法律における支払遅延利息の率が平成21年4月1日に改正されているにもかかわらず改正前の率を契約書に記載していたり、契約変更を行っていなかったりしていた ・ 委託業務内容が、あらかじめ受託者から提出された業務実施計画書を変更して実施されていたにもかかわらず、所要の手続がとられていなかった ・ 物品の賃貸借契約について、契約で定めた規格は満たしているものの、納入予定物品とは異なる物品が納入されていたので、契約変更をすべきであった ・ 契約書に実施要領が添付されていなかった ・ 契約書記載の委託料の内訳が採用した見積書の内訳と異なっていた ・ 物品の修繕及び整備契約について、業務内容が複雑であるため、完了検査を適正に行うために必要な仕様書等の書面を整備すべきであった ・ 清掃業務委託契約について、現実的に不可能な清掃回数を仕様書に定めていたり、仕様書に定める回数以上の清掃が行われていたりしていたので、実態を踏まえた仕様を検討すべき ・ 契約内容が確実に履行されたことを確認するため、実績報告書に業務の成果品等を添えて提出させるなどすべき
	<p>エ 契約の履行の確保に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託料を全額前金払していた契約について、完了検査を行っていなかった ・ 受託者から仕様書に定める業務完了報告書が提出されておらず、完了確認を行っていなかった ・ 非常用通報装置保守契約について、自己診断機能による機械保守の実績を確認していなかった ・ 委託契約により作成された企業リストが受託者が開設するホームページに掲載されていなかったにもかかわらず、適正に執行されたものとして完了検査をしていた ・ 受託者から提出された業務完了報告書に基づき完了確認を行うべきところ、報告書を受理する前に行っていた ・ 設備保守点検業務委託契約について、毎月実施する完了検査を業務完了日前に受託者から提出された業務完了報告書により実施していたり、業務完了報告書の提出がないまま実施していたりしていた ・ 検査調書の作成を省略できる契約でないにもかかわらず作成していなかった。 ・ 履行の終了通知書が受託者から提出されていなかった ・ 県の承諾がないまま業務の一部が再委託(下請負)されていた ・ エレベータ保守整備(フルメンテナンス)業務委託契約について、仕様書で定める修繕計画書が受託者から提出されていなかった ・ 業務計画書等が受託者から提出されていなかった ・ 登記事務委託業務について、運用基準に定める地図訂正現地調査記録及び事前調査記録が受託者から提出されていなかった

項 目	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務委託契約について、実施要領に定める変更後の体制表及び現地調査員解任通知が受託者から提出されていなかった ・ 業務委託契約について、業務要領に定める業務従事者の健康診断書が受託者から提出されていなかった ・ 設備保守業務委託契約について、業務の実施時期が仕様書で定める時期と相違していたり、受託者から提出された業務完了報告書が仕様書どおりに記載されていなかったりしていた ・ 情報システムの運用管理業務委託契約について、受託者から提出のあった運用状況報告書の項目の一部に記載誤りや記載のないものが散見された ・ 業務委託契約について、仕様書に定める労働者の募集方法を記載した書類が受託者から提出されていなかったり、別の業務の作業員名簿が提出されていた ・ 委託契約について、事業実績報告書の記載内容が事業の有効性を検証することができないものであった【後掲 6(5)カ】 ・ 機械警備業務委託契約について、設置した機器の契約終了時における取扱いを契約書に規定すべきであった ・ 物品の購入について、検査実施者として課長が指名されているにもかかわらず、会計書類には庶務担当係長が完了検査を実施したとして記名押印していた ・ 物品の購入契約について、納品書の確認のみで完了検査を実施していた ・ 物品の購入契約について、予算執行機関において現品の完了検査をすることが困難なため、関係機関と協議の上、適切な履行確認の方法を検討すべき
オ	<p>業務委託契約について、予定価格が業務の実態とかい離れたものであったため、業務内容を精査し、より合理的に積算するとともに、経済性、効率性を考慮して、類似する他業務と一括して契約することを検討すべきもの【再掲 2(3)イ】</p>
カ	<p>群管理による業務委託契約について、契約の適正な履行の確保及び効率的な完了確認の観点から、契約関係書類の対象機関への送付並びに監督者及び検査実施者の指名などを検討すべきもの</p>
キ	<p>学校保健安全法に基づく定期健康診断のうち本庁が一括契約している検診について、受託者が検診結果を提出する各学校長等を検査実施者に指名するか、各学校からの検査結果の報告を受けて完了検査を行うなど、形式的な検査に陥ることのない方策を検討すべきもの</p>
ク	<p>単価契約を締結していた物品について、1か月分の納品明細書をもって完了検査を実施していたため、納入がある都度実施するよう検討すべきもの</p>
ケ	<p>廃棄物処理業務委託契約について、適正な履行を確保するため、業務履行に関する報告書を受託者から徴するなど検討すべきもの</p>
(4) 予算執行に関すること	<p>ア 不適正な経理処理があったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度に納入のあった物品について、21年度及び22年度の予算で分割して支出していた ・ 平成21年度に納入のあった物品について、22年度予算で支出していた ・ 平成21年度に行った修繕について、22年度予算で支出していた

項 目	内 容
	<p>イ 不適正経理の改善・再発防止策の実施が徹底されていなかったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物品購入計画を作成していなかった ・ 一部の物品を除き物品購入計画を作成していなかった ・ 物品購入計画の作成が遅延していた ・ 物品購入計画の作成が担当者限りで、決裁・供覧などが行われていなかった ・ 所属長による検査実施者の指名が行われていなかったり、口頭で行われていたりしていた ・ 検査実施者が契約担当者(要求者を含む)より上位の者でなかった ・ 要求者と発注者、検査実施者が同一職員であった ・ 完了検査は上位の職員が検査を実施することとされているにもかかわらず契約事務担当者が実施していた ・ 要求者が発注行為を行っており、物品調達過程における牽制が十分でないと認められたため、要求者と発注者を厳格に区分する体制を検討すべき【後掲 6(3)ク】 ・ 要求、発注及び検査の全てが課内室や駐在で行われていたため、組織内の別部署がこれらの一部の事務に關与するよう検討すべき【後掲 6(3)ケ】 <p>ウ 不経済又は非効率な執行であったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事設計業務委託契約について、無償で行うことができる光ケーブル専用線移設分を積算に加えていたため、予定価格の積算が過大となっていた【再掲 2(3)イ】 ・ 工事請負契約における間接工事費について、発注計画や現場等諸条件に配慮しつつも、実態に即して計上するなど、より一層の経済性に留意して設計積算すべきであった【後掲 3(2)イ】 ・ 工事において、不要な電話回線接続数を拡張するフリーポートライセンス費用を工事原価に計上していた【後掲 3(2)ア】 ・ 携帯電話について、経済性を考慮して、適宜、基本使用料(プラン)の見直しを行うべきであった ・ 学校保健安全法に基づく定期健康診断のうち各学校が個別に契約している検診について、経済性、効率性を考慮して、本庁又は地域単位での一括契約を検討すべき ・ 郵便切手又は収入印紙について、前年度に不要不急の購入があったため、当年度への繰越量が過剰であった ・ 郵便切手について不要不急の購入があった ・ 消耗品(農薬、除草剤)について不要不急の購入があった
(5) 補助事業の執行に関すること	<p>ア 21年度の補助金の実績報告書が22年度に入って補助事業者から提出されていたため、年度内に実施すべき完了検査が年度を越えて行われていたもの</p> <p>イ 事業効果が十分に発現していないと認められるものが見受けられたので、有効性の観点から補助の必要性、妥当性を検討し、改善すべきもの</p> <p>ウ 補助事業者に補助金の額の確定を通知していなかったもの</p> <p>エ 国庫補助事業について、県規則に基づく知事への事業繰越の申請が補助事業者から行われていなかったもの</p>

項 目	内 容
	<p>オ 事業の変更を行う際にあらかじめ必要な知事への承認申請が補助事業者から行われていなかったもの</p> <p>カ 実績報告書の事業完了日が実施要領に定める事業完了期限後の日付で提出されていたもの</p> <p>キ 交付金の算定基礎となる農用地面積の確認について、市町及び地方局に対して指導徹底を要するもの</p>
(6) 支払に関すること	<p>ア 職員の給与及び報酬の現金支給に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給日を遅延して支給していた ・ 給与明細書への受領者の押印を徴していなかった ・ 給与資金前渡担任者による精算手続を怠っていた <p>イ 非常勤職員の報酬について、勤務条件説明書で定めた支給日を遅延して支給していたもの</p> <p>ウ 物品について、完了検査から5か月以上経過して代金を支払っていたもの</p> <p>エ 単価契約を締結した物品について、4月から8月までの購入代金を10月にまとめて支払っていたもの</p> <p>オ 特別支援教育就学奨励費について、特別の理由がないにもかかわらず遅延して支給していたもの</p>
(7) その他	<p>ア 物品の購入について、要求者が購入した後に発注者が購入伺を作成していたもの</p> <p>イ 設備機器保守点検作業委託契約で受託者に支給する取替材料の購入について、取替作業が完了した後に購入伺を作成していたもの</p> <p>ウ 単価契約を締結していた物品について、決裁を受けないで発注し、購入していたもの</p> <p>エ 単価契約を締結していた産業廃棄物の処理業務について、決裁を受けないで業務を発注していたもの</p> <p>オ 用務開始前の私事旅行時に公用ETCカードを使用していたもの</p> <p>カ 特別支援教育就学奨励費(通学に要する交通費)について、自家用車を利用する場合は通学経路図を確認して算定するよう検討すべきもの</p> <p>キ 駐在所等家族報償費について、署長等により毎月1回以上行うこととされている受給者の在住実態を確認していなかったり、在住実態を確認したことを記録していなかったりしていたもの</p> <p>ク 駐在所等家族報償費について、月の途中で受給認定を取り消した際に当該月の状況報告書が提出されていなかったもの</p>

3 工事に関すること

項 目	内 容
(1) 施工管理に関すること	<p>ア 工事仕様書に定める施工計画書の提出に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請負者から提出されないまま施工されていた ・ 工事着手後に請負者から提出されていた <p>・ 土石流の発生・到達のおそれのある現場での工事において、監視員の配置計画及び個々の工事内容に応じた安全対策が記載されていなかった</p>

項 目	内 容
	<p>イ 設計図書にないガス配管が施工されているにもかかわらず、完成出来形は設計図書と相違なく完成したものと完了検査を行っていたもの</p> <p>ウ 床補修工事において、フローリング張り替え及び金具撤去の履行確認を行っていなかったもの</p> <p>エ 笠木取付工事において、取付け基礎となる屋上部パラペットコンクリートの劣化が著しいにもかかわらず、現況強度を確認することなく笠木を設置していたもの</p> <p>オ 工事用電力について、仕様書で請負者に有償で使用できることを定めていたにもかかわらず、無償で使用させていたもの</p> <p>カ 特記仕様書に定める産業廃棄物処理実施書が請負者から提出されていなかったもの</p>
(2) 設計積算に関すること	<p>ア 工事原価の過誤があったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不要な電話回線接続数を拡張するフリーポートライセンス費用の計上【再掲 2(4)ウ】 ・ 未施工となっていた均しコンクリートに係る費用の計上 ・ 机の切り離し及び接続に係る費用の計上漏れ ・ 足場工面積の減少による設計変更の不備 ・ 未施工となっていたコンクリート舗装部のプライムコート散布に係る費用の計上 ・ 工事の実態に応じた産業廃棄物の処分費用の積算及び資源循環促進税の積算の不備 ・ 取り替えた道路照明安定器の規格の誤り ・ 課税標準とはならないアスファルト殻の中間処理に対して資源循環促進税を計上 ・ 課税対象となる産業廃棄物の処分がないにもかかわらず資源循環促進税を計上 <p>イ 間接工事費について、発注計画や現場等諸条件に配慮しつつも、実態に即して計上するなど、より一層の経済性に留意して設計積算すべきであったもの【再掲 2(4)ウ】</p> <p>ウ 解体工事における産業廃棄物及び有価物の処分量の増減に伴う設計変更を、より実績に応じて取り扱うよう検討すべきもの</p> <p>エ 設計単価の決定に当たり、工種又は材料ごとの最低価格を採用すべきであったもの</p> <p>オ 統一単価の無い資材等の単価の決定に当たり、受託者から徴した見積りのみに基づいて決定し、契約変更していたもの</p> <p>カ 資源循環促進税相当額の計上漏れ</p>
(3) 請負契約に関すること	<p>ア 屋上防水工事について、作業用外部足場の面積が減少したことから設計変更を行うべきところ、これに替えて壁クロスの張り替え工事を請負者に実施させていたもの</p> <p>イ 請負者から徴した保証書の保証期間と工事請負契約約款のかし担保条項の保証期間が相違していたため、これらの取扱いを請負者と協議すべきもの</p>

項 目	内 容
	ウ 防球ネット増設工事において、コンクリート柱間を変更したにもかかわらず契約変更を行っていなかったもの
	エ 請負者から引渡しを受けずに工事目的物を部分使用していたもの
	オ 契約の保証(銀行保証書)が落札者から契約締結後に提出されていたもの
(4) その他	ア 道路照明灯のランプの交換に当たり、省電力型ランプを使用するなどして電気料金を縮減するよう努めるべきもの
	イ 工事成績評定要領が改正されていたにもかかわらず改正前の同要領に基づいて成績を評定していたもの

4 物品に関すること

項 目	内 容
(1) 備品に関すること	ア 備品である加除式法規集について、図書管理簿に記帳していなかったもの
	イ 備品である展示品について、備品管理簿に記帳していなかったもの
	ウ 廃棄処分した備品について、備品管理簿が整理されていなかったもの
	エ プリンタ、ファクシミリについて、備品として管理すべきもの
	オ リース期間満了後に取得したプリンタ、印刷機について、備品として管理すべきもの
(2) 郵便切手に関すること	ア 郵便切手受払簿に記帳しないまま保管していたもの
	イ 郵便切手受払簿に記帳しないまま払出ししていたもの
(3) 生産品に関すること	ア 実際の保管数量と生産品受払簿の現在数量に差異が認められたため、生産品の重要性を認識し、品種ごとの保管数量が把握できるよう、生産、保管の適切な管理方法を検討すべきもの
	イ 生産品の受入れ、販売等に係る事務について、内部統制の不備が認められたので、その改善方を検討すべきもの
	ウ 県会計規則に定める生産品として取り扱われていなかったもの
	エ 事前に生産報告や処分等の決裁がないまま引き渡していたもの
	オ 試験研究で使用消費したものについて、担当者からの口頭報告により物品出納者が生産品受払簿を記帳していたので、物品管理者の通知に基づき行うよう改善すべきもの
(4) 消耗品に関すること	ア 実際の保管数量と消耗品受払簿の残高に差異が認められたもの
	イ 支出書類には消耗品受払簿に記帳済として処理していたにもかかわらず、記帳していなかったもの
(5) 原材料に関すること	原材料の受払いに係る事務について、内部統制の不備が見受けられたので、その改善方を検討すべきもの
(6) 事故に関すること	職員の不注意により公用車(警察車両など)による事故が多発し、当該車両及び相手車両等の毀損があったもの

項 目	内 容
(7)その他	利用が少ない公用車の有効活用を検討すべきもの

5 財産(物品を除く。)に関すること

項 目	内 容
(1)行政財産の使用許可に関すること	ア 構内に設置されている郵便ポストの許可手続が行われていなかったもの
	イ 食堂客室部分の許可手続が行われていなかったため、実際の使用面積が許可面積より過大となっていたもの
(2)庁舎管理に関すること	ア 庁舎の機械警備について、警備装置のセット忘れや未施錠、扉や窓の閉め忘れが見受けられたので、職員に対して庁舎管理を徹底すべきもの
	イ 廃屋寮舎について、万全の侵入防止対策を講じるべきもの

6 事務事業に関すること

項 目	内 容
(1)広報に関すること	<p>ホームページの管理が適切でなかったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページを更新した際、誤って窃盗容疑で摘発、補導した少年の実名などを数日間閲覧できる状態としていた ・ 証明事務等に係る手数料の額が平成21年4月に改正されていたにもかかわらず従前の額を掲載していた ・ 掲載内容が最新の情報に更新されていなかった ・ 表示されないページがあった ・ 既に募集期間が終了している職員の募集を掲載し続けていた ・ 誤った記述をしていた ・ 廃止された機関をリンク先にしていた
(2)許認可事務に関すること	行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示を適切に行うべきもの
(3)組織・運営に関すること	ア 特別会計について、健全な経営に向けてより一層の努力が望まれるもの
	イ 容疑者逃走事件が発生し、地域住民に多大な不安を与えるとともに、身柄確保までに多額の費用を要したもの
	ウ 日々雇用職員の雇用について、勤務時間を確認できる記録等を保管するなどして勤務実績を的確に把握すべきもの
	エ 日々雇用職員が取り扱う私費会計について、適正な管理方策を検討すべきもの
	オ 職員の週休日及び勤務時間の割振りが適正な割振りとなっていなかったもの
	カ 未収債権の分割納付の承認について、事務処理の効率化を図るため、地方局長への権限委譲を検討すべきもの
	キ 補助金交付事務について、現地即決・現地完結、事務処理の効率化を図るため、地方局長への権限委譲を検討すべきもの

項 目	内 容
	<p>ク 需用費の執行について、要求者が発注行為を行っており、物品調達過程における牽制が十分でない認められるため、要求者と発注者を厳格に区分する体制を検討すべきもの【再掲 2(4)イ】</p> <p>ケ 物品調達・検査体制について、要求、発注及び検査の全てが課内室や駐在で行われていたので、組織内の別部署がこれらの一部の事務に関与するよう検討すべきもの【再掲 2(4)イ】</p>
(4) 情報セキュリティに関すること	交換したノートパソコンのハードディスクを物理的に破壊していなかったもの
(5) その他	<p>ア 統計調査において、調査員による不適正な調査が行われていたもの</p> <p>イ 世論調査において、複数年度にわたり集計結果に誤りがあったもの</p> <p>ウ 産業廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める産業廃棄物管理票に関する報告を行っていないもの</p> <p>エ 特別管理産業廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める帳簿を備えていなかったもの</p> <p>オ 事業で実施した研修会の参加者が少ないなど、事業効果の発現が期待できるものではなく、有効性に欠けるもの</p> <p>カ 委託契約について、事業実績報告書の記載内容が事業の有効性を検証することができないもの【再掲 2(3)エ】</p> <p>キ 証明手数料として送付された現金や返信用郵便切手の数量又は金額を文書処理簿等へ記載していなかったもの</p> <p>ク 業務委託契約によって受託者から徴する書類を利用するなど、事務の簡素化を検討すべきもの</p> <p>ケ 道路施設を管理する台帳に所定の記載がないものが散見されたので、所管機関に対して指導徹底を要するもの</p> <p>コ 道路照明灯電気料金の契約状況を確認する方策を検討すべきもの</p> <p>サ 郵便物の発送について、料金後納郵便の利用を検討すべきもの</p> <p>シ 超過勤務命令等について、労働基準法に定める休憩時間が確保されていないもの</p>